

**「京もの担い手育成事業」企画・運營業務に係る
業務提案内容評価要領**

1 基本的な考え方

受託事業者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、事業者が提出する事業内容を総合的に判断するプロポーザル方式を採用し、事業内容の評価点が最も高い者を受託事業者とする。

2 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「「京もの担い手育成事業」企画・運營業務 提案内容採点表」のとおり

(2) 採点方法

ア 項目審査点の考え方

評価対象の各項目を下記 3 段階で審査する。

審査	項目審査点
評価できる	3 点
普通である	2 点
評価できない	1 点

経費の項目については、下記のとおりとする。

評価できる：予定価格の 90% を下回る価格であり、積算の根拠が明確で業務の円滑な運営が期待できる場合

普通である：予定価格の範囲内であり、積算の根拠が明確で業務の円滑な運営が期待できる場合

評価できない：積算の根拠が曖昧で業務の円滑な運営が期待できない場合

※ 予定価格を超えている場合は、0 点とする。

イ 係数について

評価項目のうち、重要度の高いものや提案内容に差が出やすい項目に対して、係数を設定する。計算は以下の式により行う。

項目審査点×係数

(3) 受託事業者の決定

点数は、選定委員の合計点の平均（27 点満点）とし、点数が最も高い者を受託事業者とする。

合計点数が同点の場合は、見積金額の低い者を受託事業者とし、点数、見積金額ともに同じ場合は、選定委員会の協議により受託事業者を決定する。

受託事業者は、審査員の合計点の平均が 15 点以上の者から選定し、プロポーザル参加事業者が 1 社の場合も同様とする。